

●役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

理事及び監事全員(非常勤含む)の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

使用人兼務役員につきましては、使用人部分の報酬は職員の給与規定に基づき決定しております。

そのうえで、代表理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については役員賞与引当金を毎期計上しており、総代会で承認の上、役員賞与引当金を取り崩し、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

代表理事以外の理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については、業績等をそれぞれ勘案し、代表理事において協議のうえ決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会において、支払時期及び支払方法等も含めて承認を得た後、支払っております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	271

(注)1. 対象役員に該当する理事は11名、監事1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」179百万円、「賞与」65百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●退職給付会計に関する事項

●採用している退職給付制度の概要

当金庫では、確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に別途加入しています。

●退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2017年度	2018年度
退職給付債務(A)	3,185,652	3,130,007
年金資産(B)	3,359,383	3,294,553
前払年金費用(C)	△72,182	△118,582
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△101,549	△45,963
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—	—

●退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2017年度	2018年度
勤務費用(A)	194,731	178,962
利息費用(B)	11,575	10,831
期待運用収益(C)	△51,415	△50,390
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	191,490	△67,056
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	346,382	72,346

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2017年度	2018年度
(1) 割引率	0.34%	0.34%
(2) 長期期待運用収益率	1.50%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	2年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—